

窪地の埋立てに関する運用について

四方の土地より低い窪地（採石場及び砂利採取場の採取跡地等）を四方の高さに合わせて嵩上げ（埋立て）を行い平坦にする受入地については、以下のとおり運用します。

なお、嵩上げ（埋立て）前には関係法により沈砂池等が整備されているなど周辺に影響を与えないことが前提となります。

- 1 公共工事における建設発生土の民間受入地への搬入登録要領2（1）の申請書類関係
 - ・⑤の安定計算書を不要とする。
 - ・⑫の隣接する土地の権利者及び地区の住民の代表者の同意書を不要とする。

- 2 別紙－1 民間受入地登録判断基準3の条件関係
 - ・④（準拠する設計）、⑤（対策等）、⑥（排水施設）は適用せず、他法令の許可条件によるものとする。
 - ・⑫のコーン指数について下限値を200 kN/m²以上とする。

- 3 建設発生土受入地造成の手引きⅢ3の敷均し・転圧施工関係
 - ・締固め度90%以上は適用せず、受入地の条件に応じて適切に管理するものとする。